

宮城県教育委員会

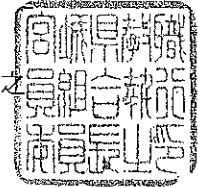
教育長 高橋 仁 様

教育委員 各 位

請願者 仙台市青葉区柏木 1-2-45

宮城県教職員組合

執行委員長 渡辺 孝才



## 「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願について（回答）」に係る請願

子どもたちの健やかな成長と民主的な学校教育の充実のために、日頃より御尽力いただいていることに対して心から敬意を表します。

平成29年12月20日付けの「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」に対し、平成30年2月27日付けの「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願について（回答）」（以下、回答）をいただきましたが、その回答に基づき何点か、請願法に基づき請願させていただきます。

### 【 請願の趣旨 】

まず、全体として、教育庁義務教育課指導班が担当をされて、回答をいただきましたが、平成29年12月20日付けの請願は、平成30年度以降の宮城県教科用図書選定審議会に対する請願であり、請願項目の内容と趣旨について、平成30年度の宮城県教科用図書選定審議会の委員の方に伝えていただき、宮城県教科用図書選定審議会の責任において回答いただきたいと思えます。

回答を読ませていただくと、平成29年度の担当部署である教育庁義務教育課指導班から、請願内容について、ことごとく受諾できないという内容で回答をいただいておりますが、この形式の回答では、請願をしたい相手に請願項目の内容と趣旨が伝わらないまま、一担当部局の教育庁義務教育課指導班から、門前払いの回答をいただいていると受けとめざるを得ません。

従って、前回の請願項目の内容と趣旨について、平成30年度の宮城県教科用図書選定審議会の委員の方に伝えていただいた上で回答いただきたいと思えます。

上記のことを全体として要望をした上で、各請願項目の回答を読ませていただいた上で、前回の請願の趣旨を補強させていただきたいと思えます。

### 【 請願項目 】

- 1 今年度以降の宮城県教科用図書選定審議会を公開の場で行うこと。万が一、非公開とする場合は、非公開とする理由について議論をした上で決定すること。

回答の中で、教科用図書選定審議会を非公開とする理由として、「委員個人に教科書発行者からの宣伝活動や、様々な立場の市民、団体、研究者等からの働きかけを行うことが可能になるなど、公開した場合には、委員の率直な意見交換に基づく公正かつ円滑な運営を阻害する要因となりかねない」ということが述べられています。しかし、平成29年度の教科用図書選定審議会において、こうした

理由が議論の中で出された上で、非公開とされた訳ではありません。具体的に各出版社の教科用図書の特徴等について審議が行われることから、採択の公正を確保するためにという理由で非公開としたという提案が事務局から出され、議論のないまま非公開と決定しました。しかし公平性というなら、出版社名をA社、B社などと匿名にすることで、議論は公開とすることも可能なはずで、原則公開である以上、非公開とするには、事務局からの説明で決定するのではなく、少なくともきちんとした理由付けについて、議論をした上で非公開と決定するべきだと考えます。

## 2 今年度以降の宮城県教科用図書選定審議会議事録において、発言者の氏名を最初から明らかにすること。

昨年度、宮城県教科用図書選定審議会議事録は、当初、発言者の氏名が黒塗りの形で公表されてきました。その後、開示を求めたところ、発言者の氏名を明らかにする形で公表されました。

開示請求すれば公表できる内容のことなので、最初からは公表できないということの意味が理解できません。

## 3 昨年度の宮城県教科用図書選定審議会の審議会要旨に基づき、今年度以降の宮城県教科用図書選定審議会について、以下の点を求める。

### (1) 「別冊」の選定資料を作成しないこと。

回答では、都道府県教育委員会の任務として、教科用図書選定審議会の意見を聴いた上で、市町村教育委員会等に適切な指導、助言等を行うため、各教科書の特徴を一層明確にし、記載内容やその分量を比較対照できる「別冊」を作成していると、述べています。

そうであれば、平成27年度に、中学校の社会科（歴史的分野・公民的分野）についてだけ、平成28年度使用教科用図書（中学校）選定資料の詳細な「別冊」が作成され、平成29年度に、小学校の道徳について、平成30年度使用教科用図書選定資料の詳細な「別冊」が作成されているにもかかわらず、他の教科や分野については、詳細な「別冊」が作成されていないことについての説明が必要だと思います。

特定の教科・分野についてだけ、詳細な内容に踏み込んだ「別冊」を作成するということは、特定の教科・分野についてだけ、詳細に「指導、助言等を行う」姿勢を宮城県教育委員会が表明していることになり、公平性に欠けるとともに、適切な範囲を越えて、不当な介入につながる危険性が增大することを指摘せざるを得ません。

一般論ではなく、なぜ、道徳については、社会科（歴史的分野・公民的分野）と同様に詳細な「別冊」資料を作成するのかという点について、回答していただきたいと思います。

### (2) もし、「別冊」の選定資料を作成する場合は、「採択の公正を確保するため」に、特定の項目の網掛けや項目数・総時間数のカウントは行わないこと。

回答では、「別冊」を作成する場合には、記載内容やその分量の数値化について、採択の公正の確保につながるものになるよう努めてまいります、と述べられています。

もし、「別冊」を作成する場合には、昨年度の小学校の第2回宮城県教科用図書選定審議会での議論を各委員にきちんと伝え、網掛けや数値化をして強調することは断じて避けるように希望します。万が一、網掛けや数値化をするのであれば、小学校では避けた方法を中学校ではなぜ行うのかという視点からの説明も必要となることも指摘しておきたいと思います。

(3) 選定資料(別冊)を作成した専門委員以外の審議会委員にも前もって全教科書会社の教科書を渡しておき、委員はその教科書を読んだ上で審議会に参加すること。

回答では、審議会の委員は20名で構成されており、県教育委員会に送付される教科書見本は15セットであることから、委員全員に貸与することは物理的に不可能な状況にあります、と述べています。

いやしくも、市町村教育委員会に適切な指導、助言等を行う、というのであれば、それにふさわしい方策を県教育委員会としてとる責任があるわけで、セット数にあわせた数の委員の数にするとか、15セットを20人の委員の間で回覧するとかの方策をとる責任があると思います。

少なくとも、小学校の第2回宮城県教科用図書選定審議会で、委員長が「各審議委員には、まず教科書を実際に手にとって御覧いただきたい。時間は25分間とする。」と述べ、第2回の審議会ですべて教科書を手にし、25分しか目を通す時間が保障されなかった委員により、市町村教育委員会に指導、助言等を行うというのでは、決して適切な指導、助言等とは言えないことは、言うまでもありません。物理的状況のせいにはしない責任ある方策を講ずるよう、強く要請いたします。

(4) 審議会委員にPTA連合会や協議会から委員を入れる以外にも、保護者等の意見が反映される配慮を行うこと。

前回の請願でも指摘した通り、宮城県PTA連合会、仙台市PTA協議会、宮城県手をつなぐ育成会の代表が教科用図書選定審議会の委員になっていても、それぞれの組織の中で意見を吸い上げるしくみになっていない以上、特定の個人の意見の反映にしかありません。

たとえば、仙台市の場合、教科書展示会でのすべての意見に目を通した上で、教育委員が教科書の採択にあたっています。

現状では、指導、助言を行う県教育委員会の側より、市町村教育委員会の方が、保護者等の意見を反映させる点では上回っていることは明らかです。指導、助言を行うというのであれば、少なくとも現状は不十分であることを率直に認めることが必要だと思います。

以上、最初に述べたように、前回と同じ請願項目について、担当部局の教育局義務教育課指導班が門前払いの回答をするのではなく、担当部局が宮城県教科用図書選定審議会の委員に請願項目の内容と趣旨を伝えた上で、宮城県教科用図書選定審議会の責任において回答されるよう請願いたします。

以上